

議案第86号

福岡市学校給食費条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、子育て世帯の負担を軽減するため、学校給食費を無償化する必要があるによる。

福岡市学校給食費条例の一部を改正する条例

福岡市学校給食費条例（平成21年福岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「徴収」を「不徴収等」に改め、同条第1項を次のように改める。

給食費は、徴収しない。ただし、前条の規定により学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びその他これに準じる者として規則で定める者をいう。）が規則で定める給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る保護者等が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額については、市長は、当該保護者等から給食費として徴収する。

第3条第2項中「前項」を「前項ただし書」に改める。

第4条中「給食費」を「前条第1項ただし書の給食費」に改める。

第5条中「給食費」を「第3条第1項ただし書の給食費」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市学校給食費条例第3条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき給食費について適用し、施行日前に納付すべき給食費については、なお従前の例による。